



市章

# 大津市公報

令和8年4月1日  
号外(第25号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 告

- 84 令和2年告示第31号(情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について)の一部改正…………… 1
- 85 大津市富士見市民温水プールの使用料に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 1
- 86 事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び家庭廃棄物の処分手数料に係る指定公金事務取扱者の指定  
について…………… 1
- 87 市営住宅の家賃及び駐車場の使用料に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 2
- 88 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について…………… 2
- 89 自転車駐車場の駐車料金に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 2
- 90 自動車駐車場の駐車料金に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 3

### ○ 企業局告示

- 5 地方公営企業の業務に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 3
- 6 水道料金、下水道使用料及びガスの料金に係る指定公金事務取扱者の指定について…………… 4

## 告 示

### 大津市告示第84号

令和2年告示第31号(情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について)の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

「(種別割)」を削る。

### 大津市告示第85号

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規程により告示する。なお、平成30年告示第281号(大津市富士見市民温水プールの使用料の徴収事務の委託について)は、廃止する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

- 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
新富士見PFI株式会社 大津市富士見台54番46号
- 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
大津市市民プール条例(昭和50年条例第33号)第7条第1項の使用料

### 大津市告示第86号

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。なお、令和2年告示第102号(事業系一般廃棄物及び家庭廃棄物の処分手数料の徴収事務の委託について)及び令和4年告示第129号(事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び家庭廃棄物の処分手数料の徴収事務の委託について)は、廃止する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
大津環境テクノロジー株式会社 大津市膳所上別保町785番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和8年3月9日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間  
次の各号に掲げる委託した公金事務の区分に応じ、当該各号に定める期間  
(1) 大津市環境美化センターに係るもの 令和8年4月1日から令和23年3月31日まで  
(2) 大津市北部クリーンセンターに係るもの 令和8年4月1日から令和24年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年3月9日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
大津市環境美化センター及び大津市北部クリーンセンターに係る大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）に基づく事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び家庭廃棄物の処分手数料

**大津市告示第87号**

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。なお、令和5年告示第187号（市営住宅の家賃及び駐車場の使用料の収納事務の委託について）は、廃止する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
日本管財株式会社 西宮市六湛寺町9番16号
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和8年3月24日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年3月24日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）に基づく市営住宅の家賃及び駐車場の使用料

**大津市告示第88号**

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条 項	適 用 期 日
生活道路の拡幅整備に係る協議の申込み（拡幅事業に協力する旨の申込みをする場合を除く。）	大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則（平成23年規則第28号）	第4条第1項	令和8年4月1日

**大津市告示第89号**

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。なお、令和4年告示第132号（自転車駐車場の駐車料金の徴収事務の委託については、廃止する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
ミディ総合管理株式会社 大阪市中央区難波2丁目2番3号
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和8年3月10日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年3月30日
- 5 指定公金事務取扱者が行う公金事務に係る歳入等又は歳出  
大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）に規定する有料の自転車駐車場の駐車料金

#### 大津市告示第90号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。なお、令和4年告示第133号（自動車駐車場の駐車料金の徴収事務の委託については、廃止する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
浜大津都市開発株式会社 大津市浜大津四丁目1番1号
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和8年3月10日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年3月25日
- 5 指定公金事務取扱者が行う公金事務に係る歳入等又は歳出  
道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成8年条例第25号）及び大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）に基づく自動車駐車場の駐車料金

### 企 業 局 告 示

#### 大津市企業局告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。なお、令和4年企業局告示第8号（地方公営企業の業務に係る公金の収納の事務の委託については、廃止する。

令和8年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 東京都港区海岸三丁目20番20号ヨコソーレインボータワー
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年12月26日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和7年12月26日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
(1) 大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）に基づく水道料金、加入金、手数料及び工事負担金

- (2) 大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）に基づく使用料、手数料及び費用
- (3) 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年条例第41号）に基づく受益者負担金
- (4) 大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）に基づく工事負担金、ガスの料金及び手数料
- (5) 大津市液化石油ガス供給条例（平成16年条例第46号）に基づく工事負担金、工事費、ガスの料金、費用及び修繕費

### 大津市企業局告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和8年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目58番地
  - (2) 株式会社大津ガスサービスセンター 大津市坂本三丁目15番18号
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年12月26日
- 3 指定公金事務取扱者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
  - (1) 大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）第30条第1項に規定する水道料金
  - (2) 大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）第14条第1項に規定する使用料
  - (3) 大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）第8条の3第1項に規定するガスの料金
  - (4) 大津市液化石油ガス供給条例（平成16年条例第46号）第10条第1項に規定するガスの料金